

変更前	変更後	備 考
<p>(保安に関する職務) 第 5 条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(原子炉主任技術者(以下「主任技術者」という。)を含む。)から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 原子力品質監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部に限る。)</p> <p>(3) 福島第一品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力・立地業務部、原子力品質・安全部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、福島第一安定化センター及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部を除く。)</p> <p>(5) 資材部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力・立地業務部は、管理責任者を補佐し、品質マネジメント推進及び要員の計画、管理、研修に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力品質・安全部は、業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務(原子力設備管理部所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(9) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(11) 福島第一安定化センターは、福島第一原子力発電所の事故収束に向けた諸対策の計画・工事に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第 5 条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(原子炉主任技術者(以下「主任技術者」という。)を含む。)から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 原子力品質監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部に限る。)</p> <p>(3) 福島第一品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力・立地業務部、原子力品質・安全部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、福島第一安定化センター及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部を除く。)</p> <p>(5) 資材部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力・立地業務部は、管理責任者を補佐し、品質マネジメント推進及び要員の計画、管理、研修に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力品質・安全部は、業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務(原子力設備管理部所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(9) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(11) 福島第一安定化センターは、福島第一原子力発電所におけるプラントの安定状態維持・継続、放射線量低減・汚染拡大防止及び廃止措置に向けた諸対策の計画・工事に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>・福島第一安定化センターの職務の見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第124条</p> <p>保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(主任技術者を含む。)から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 原子力品質監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部に限る。)</p> <p>(3) 福島第一品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力・立地業務部、原子力品質・安全部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、福島第一安定化センター(以下「安定化センター」という。)及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部を除く。)</p> <p>(5) 資材部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力・立地業務部は、管理責任者を補佐し、品質マネジメント推進及び要員の計画、管理、研修に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力品質・安全部は、業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務(原子力設備管理部所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(9) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、安定化センター組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 福島第一安定化センター所長(以下、「安定化センター所長」という)は、原子力・立地本部長を補佐し、<u>発電所の事故収束に向けた諸対策の計画・工事・保安に関する業務を統括管理する。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第124条</p> <p>保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(主任技術者を含む。)から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 原子力品質監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部に限る。)</p> <p>(3) 福島第一品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力・立地業務部、原子力品質・安全部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、福島第一安定化センター(以下「安定化センター」という。)及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部を除く。)</p> <p>(5) 資材部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力・立地業務部は、管理責任者を補佐し、品質マネジメント推進及び要員の計画、管理、研修に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力品質・安全部は、業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務(原子力設備管理部所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(9) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、安定化センター組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 福島第一安定化センター所長(以下、「安定化センター所長」という)は、原子力・立地本部長を補佐し、<u>発電所におけるプラントの安定状態維持・継続、放射線量低減・汚染拡大防止及び廃止措置に向けた諸対策の計画・工事・保安に関する業務を統括管理する。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>・福島第一安定化センターの職務の見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考
<p>(未臨界監視)</p> <p>第143条</p> <p>原子炉の未臨界を維持するにあたって、<u>未臨界判断基準は、表143-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。</u></p> <p>2. <u>未臨界判断基準が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、次の(1)及び(2)を実施する。また、2号炉においては、これに加え、(3)を実施する。</u></p> <p><u>(1) 当直長は、原子炉压力容器底部の温度上昇率¹を、1時間に1回確認し、その結果を原子炉安全評価GMに通知する。</u></p> <p><u>(2) 放射線安全GMは、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率¹を1時間に1回確認し、その結果を原子炉安全評価GMに通知する。</u></p> <p><u>(3) 作業放射線管理GMは、原子炉格納容器ガス管理設備におけるガスサンプリング放射能分析により短半減期核種の放射能濃度¹を1週間に1回確認し、その結果を原子炉安全評価GMに通知する。</u></p>	<p>(未臨界監視)</p> <p>第143条</p> <p>原子炉の未臨界を維持するにあたって、<u>1号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器、2号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度、原子炉压力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率、3号炉の原子炉压力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率は、表143-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p>2. <u>1号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器、2号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度、原子炉压力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率、3号炉の原子炉压力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」(本条文においては、以下「当該マニュアル」という。)に基づき、1号炉においては次の(1)及び(2)を実施し、2号炉においては次の(3)、(4)、(5)及び(6)を実施し、3号炉においては次の(3)、(4)及び(6)を実施する。</u></p> <p><u>(1) 当直長は、1号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度を、1時間に1回確認する。</u></p> <p><u>(2) 当直長は、1号炉の原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が動作不能でないことを(1)の指示により1時間に1回確認する。</u></p> <p><u>(3) 当直長は、定められた計器の指示値における原子炉压力容器底部の温度¹を、1時間に1回記録し、記録から求めた温度上昇率が表143-2の制限値を超えた場合には、速やかにその結果を原子炉安全評価GMに通知する。</u></p> <p><u>(4) 放射線安全GMは、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率¹を1時間に1回記録し、空間線量率が表143-2の制限値を超えた場合には、速やかにその結果を原子炉安全評価GMに通知する。</u></p> <p><u>(5) 作業放射線管理GMは、2号炉の原子炉格納容器ガス管理設備で採取した原子炉格納容器内ガスの放射能分析により短半減期核種の放射能濃度を1週間に1回記録し、その結果を原子炉安全評価GMに通知する。</u></p> <p><u>(6) 原子炉安全評価GMは、(3)、(4)又は(5)の通知を受けた場合、その結果を評価し、運転上の制限を満足していることを確認²する。</u></p>	<p>・ 1号炉原子炉格納容器ガス管理設備設置による連続監視開始に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考																								
<p>3. 原子炉安全評価GMは、未臨界判断基準が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表143-3の措置を講じる。</p> <p>1：故障等により測定不能となった場合は除く。ただし、この場合においては、速やかに修理又は代用品を補充する措置あるいは代替手段で監視する措置を開始すること。</p> <p>表143-1</p> <p>1. 1号炉及び3号炉</p> <table border="1" data-bbox="201 688 1196 961"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">未臨界判断基準</td> <td>(1) 原子炉压力容器底部の温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること</td> </tr> <tr> <td>又は (2) 空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="201 1052 1196 1415"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">未臨界判断基準</td> <td>(1) 原子炉压力容器底部の温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること及び短半減期核種の放射能濃度が表143-2で定める制限値以下であること</td> </tr> <tr> <td>又は (2) 空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること及び短半減期核種の放射能濃度が表143-2で定める制限値以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2：次のいずれかの条件に該当し、再臨界に至らないと判断できる場合を除く。 プラント操作又は原子炉注水系からの漏えい等に伴う原子炉压力容器底部温度の上昇天候等に伴う空間線量率の上昇</p>	項目	運転上の制限 ²	未臨界判断基準	(1) 原子炉压力容器底部の温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること	又は (2) 空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること	項目	運転上の制限 ²	未臨界判断基準	(1) 原子炉压力容器底部の温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること及び短半減期核種の放射能濃度が表143-2で定める制限値以下であること	又は (2) 空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること及び短半減期核種の放射能濃度が表143-2で定める制限値以下であること	<p>3. 当直長は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度(1号炉のみ)が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、循環注水冷却GMに報告し、循環注水冷却GMは当該マニュアルに基づき、表143-3の措置を講じる。また、当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当該マニュアルに基づき、表143-3の措置を講じる。</p> <p>原子炉安全評価GMは、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度(2号炉のみ)、原子炉压力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト又は可搬型モニタリングポストの空間線量率が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、循環注水冷却GMに報告し、循環注水冷却GMは当該マニュアルに基づき、表143-3の措置を講じる。</p> <p>1：故障等により測定不能となった場合は除く。ただし、この場合においては、速やかに修理又は代用品を補充する措置あるいは代替手段で監視する措置を開始すること。</p> <p>2：次のいずれかの条件に該当し、再臨界に至っていないと判断できる場合を除く。 原子炉注水系の注水量の減少等に伴う原子炉压力容器底部温度の上昇天候等に伴う空間線量率の上昇</p> <p>表143-1</p> <p>1. 1号炉</p> <table border="1" data-bbox="1418 1094 2412 1276"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短半減期核種の放射能濃度</td> <td>表143-2で定める制限値以下であること</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器</td> <td>1チャンネルが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1418 1367 2412 1703"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短半減期核種の放射能濃度</td> <td>表143-2で定める制限値以下であること</td> </tr> <tr> <td>原子炉压力容器底部の温度上昇率</td> <td>評価した温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率</td> <td>評価した空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	短半減期核種の放射能濃度	表143-2で定める制限値以下であること	原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器	1チャンネルが動作可能であること	項目	運転上の制限	短半減期核種の放射能濃度	表143-2で定める制限値以下であること	原子炉压力容器底部の温度上昇率	評価した温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること	モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率	評価した空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること	<p>・1号炉原子炉格納容器ガス管理設備設置による連続監視開始に伴う変更</p>
項目	運転上の制限 ²																									
未臨界判断基準	(1) 原子炉压力容器底部の温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること																									
	又は (2) 空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること																									
項目	運転上の制限 ²																									
未臨界判断基準	(1) 原子炉压力容器底部の温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること及び短半減期核種の放射能濃度が表143-2で定める制限値以下であること																									
	又は (2) 空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること及び短半減期核種の放射能濃度が表143-2で定める制限値以下であること																									
項目	運転上の制限																									
短半減期核種の放射能濃度	表143-2で定める制限値以下であること																									
原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器	1チャンネルが動作可能であること																									
項目	運転上の制限																									
短半減期核種の放射能濃度	表143-2で定める制限値以下であること																									
原子炉压力容器底部の温度上昇率	評価した温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること																									
モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率	評価した空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること																									

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考																																																
<p>表 1 4 3 - 2</p> <p>1 . 1 号炉</p> <table border="1" data-bbox="201 737 1264 877"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度上昇率</td> <td>1.2 /h 以下及び 7.7 /d 以下</td> </tr> <tr> <td>空間線量率</td> <td>(バックグラウンド³ + 2 μSv/h) 以下⁴</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 . 2 号炉</p> <table border="1" data-bbox="201 968 1264 1163"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度上昇率</td> <td>3.6 /h 以下及び 14.0 /d 以下</td> </tr> <tr> <td>空間線量率</td> <td>(バックグラウンド³ + 2 μSv/h) 以下⁴</td> </tr> <tr> <td>短半減期核種</td> <td>Xe135 1Bq/cc 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 . 3 号炉</p> <table border="1" data-bbox="201 1253 1264 1394"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度上昇率</td> <td>3.6 /h 以下及び 15.2 /d 以下</td> </tr> <tr> <td>空間線量率</td> <td>(バックグラウンド³ + 2 μSv/h) 以下⁴</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 : 雨天等の降下を除いた至近の空間線量率をバックグラウンドとする。 4 : 事務本館南側の当該可搬型モニタリングポストは、周囲の線量が高いため、未臨界判断基準として、(バックグラウンド + 5 μSv/h) 以下とする。</p>	項 目	制限値	温度上昇率	1.2 /h 以下及び 7.7 /d 以下	空間線量率	(バックグラウンド ³ + 2 μSv/h) 以下 ⁴	項 目	制限値	温度上昇率	3.6 /h 以下及び 14.0 /d 以下	空間線量率	(バックグラウンド ³ + 2 μSv/h) 以下 ⁴	短半減期核種	Xe135 1Bq/cc 以下	項 目	制限値	温度上昇率	3.6 /h 以下及び 15.2 /d 以下	空間線量率	(バックグラウンド ³ + 2 μSv/h) 以下 ⁴	<p>3 . 3 号炉</p> <table border="1" data-bbox="1418 331 2412 606"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉压力容器底部の温度上昇率</td> <td>評価した温度上昇率が表 1 4 3 - 2 で定める制限値以下であること</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率</td> <td>評価した空間線量率が表 1 4 3 - 2 で定める制限値以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 1 4 3 - 2</p> <p>1 . 1 号炉</p> <table border="1" data-bbox="1418 743 2412 837"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短半減期核種の放射能濃度</td> <td>Xe135 1Bq/cc 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 . 2 号炉</p> <table border="1" data-bbox="1418 928 2412 1299"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短半減期核種の放射能濃度</td> <td>Xe135 1Bq/cc 以下</td> </tr> <tr> <td>原子炉压力容器底部の温度上昇率</td> <td>3.6 /h 以下及び 14.0 /d 以下</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポストの空間線量率</td> <td>(バックグラウンド³ + 2 μSv/h) 以下</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの空間線量率</td> <td>(バックグラウンド³ + 2 μSv/h) 以下⁴</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 . 3 号炉</p> <table border="1" data-bbox="1418 1390 2412 1715"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉压力容器底部の温度上昇率</td> <td>3.6 /h 以下及び 15.2 /d 以下</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポストの空間線量率</td> <td>(バックグラウンド³ + 2 μSv/h) 以下</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの空間線量率</td> <td>(バックグラウンド³ + 2 μSv/h) 以下⁴</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 : 雨天等の降下を除いた至近の空間線量率をバックグラウンドとする。 4 : 事務本館南側の当該可搬型モニタリングポストは、周囲の線量が高いため、未臨界判断基準として、(バックグラウンド + 5 μSv/h) 以下とする。</p>	項 目	運転上の制限	原子炉压力容器底部の温度上昇率	評価した温度上昇率が表 1 4 3 - 2 で定める制限値以下であること	モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率	評価した空間線量率が表 1 4 3 - 2 で定める制限値以下であること	項 目	制限値	短半減期核種の放射能濃度	Xe135 1Bq/cc 以下	項 目	制限値	短半減期核種の放射能濃度	Xe135 1Bq/cc 以下	原子炉压力容器底部の温度上昇率	3.6 /h 以下及び 14.0 /d 以下	モニタリングポストの空間線量率	(バックグラウンド ³ + 2 μSv/h) 以下	可搬型モニタリングポストの空間線量率	(バックグラウンド ³ + 2 μSv/h) 以下 ⁴	項 目	制限値	原子炉压力容器底部の温度上昇率	3.6 /h 以下及び 15.2 /d 以下	モニタリングポストの空間線量率	(バックグラウンド ³ + 2 μSv/h) 以下	可搬型モニタリングポストの空間線量率	(バックグラウンド ³ + 2 μSv/h) 以下 ⁴	<p>・ 1 号炉原子炉格納容器ガス管理設備設置による連続監視開始に伴う変更</p>
項 目	制限値																																																	
温度上昇率	1.2 /h 以下及び 7.7 /d 以下																																																	
空間線量率	(バックグラウンド ³ + 2 μSv/h) 以下 ⁴																																																	
項 目	制限値																																																	
温度上昇率	3.6 /h 以下及び 14.0 /d 以下																																																	
空間線量率	(バックグラウンド ³ + 2 μSv/h) 以下 ⁴																																																	
短半減期核種	Xe135 1Bq/cc 以下																																																	
項 目	制限値																																																	
温度上昇率	3.6 /h 以下及び 15.2 /d 以下																																																	
空間線量率	(バックグラウンド ³ + 2 μSv/h) 以下 ⁴																																																	
項 目	運転上の制限																																																	
原子炉压力容器底部の温度上昇率	評価した温度上昇率が表 1 4 3 - 2 で定める制限値以下であること																																																	
モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率	評価した空間線量率が表 1 4 3 - 2 で定める制限値以下であること																																																	
項 目	制限値																																																	
短半減期核種の放射能濃度	Xe135 1Bq/cc 以下																																																	
項 目	制限値																																																	
短半減期核種の放射能濃度	Xe135 1Bq/cc 以下																																																	
原子炉压力容器底部の温度上昇率	3.6 /h 以下及び 14.0 /d 以下																																																	
モニタリングポストの空間線量率	(バックグラウンド ³ + 2 μSv/h) 以下																																																	
可搬型モニタリングポストの空間線量率	(バックグラウンド ³ + 2 μSv/h) 以下 ⁴																																																	
項 目	制限値																																																	
原子炉压力容器底部の温度上昇率	3.6 /h 以下及び 15.2 /d 以下																																																	
モニタリングポストの空間線量率	(バックグラウンド ³ + 2 μSv/h) 以下																																																	
可搬型モニタリングポストの空間線量率	(バックグラウンド ³ + 2 μSv/h) 以下 ⁴																																																	

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考																														
<p>表143-3</p> <table border="1" data-bbox="201 331 1225 472"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A . 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A 1 .未臨界とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A . 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 .未臨界とする措置を開始する。	速やかに	<p>表143-3</p> <p>1 . 1号炉</p> <table border="1" data-bbox="1418 373 2442 1239"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A . 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A 1 .未臨界とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B . 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合</td> <td>B 1 . 原子炉压力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を、当該マニュアルに基づき、原子炉安全評価GMに通知する。 及び B 2 . 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに その後 1時間に1回 速やかに</td> </tr> <tr> <td>C . 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合</td> <td>C 1 .未臨界とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 . 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1418 1329 2442 1514"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A . 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A 1 .未臨界とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 . 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1418 1604 2442 1789"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A . 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A 1 .未臨界とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A . 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 .未臨界とする措置を開始する。	速やかに	B . 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B 1 . 原子炉压力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を、当該マニュアルに基づき、原子炉安全評価GMに通知する。 及び B 2 . 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに その後 1時間に1回 速やかに	C . 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合	C 1 .未臨界とする措置を開始する。	速やかに	条 件	要求される措置	完了時間	A . 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 .未臨界とする措置を開始する。	速やかに	条 件	要求される措置	完了時間	A . 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 .未臨界とする措置を開始する。	速やかに	<p>・ 1号炉原子炉格納容器ガス管理設備設置による連続監視開始に伴う変更</p>
条 件	要求される措置	完了時間																														
A . 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 .未臨界とする措置を開始する。	速やかに																														
条 件	要求される措置	完了時間																														
A . 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 .未臨界とする措置を開始する。	速やかに																														
B . 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B 1 . 原子炉压力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を、当該マニュアルに基づき、原子炉安全評価GMに通知する。 及び B 2 . 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに その後 1時間に1回 速やかに																														
C . 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合	C 1 .未臨界とする措置を開始する。	速やかに																														
条 件	要求される措置	完了時間																														
A . 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 .未臨界とする措置を開始する。	速やかに																														
条 件	要求される措置	完了時間																														
A . 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 .未臨界とする措置を開始する。	速やかに																														

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前				変更後				備考
第5節 記録及び報告 (記録) 第150条 安定化センター各GM又は各GMは、表150-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。				第5節 記録及び報告 (記録) 第150条 安定化センター各GM又は各GMは、表150-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。				・1号炉原子炉格納容器ガス管理設備設置による連続監視開始に伴う変更
表150-1				表150-1				
記録	記録すべき場合 ¹	保存期間	関連マニュアル	記録	記録すべき場合 ¹	保存期間	関連マニュアル	
1. 原子炉注水流量 ²	毎日1回	10年間	9	1. 原子炉注水流量 ²	毎日1回	10年間	9	
2. 原子炉圧力容器底部温度 ²	1時間ごと	10年間	9	2. 原子炉圧力容器底部温度 ²	1時間ごと	10年間	9	
3. 格納容器内温度 ²	毎日1回	10年間	9	3. 格納容器内温度 ²	毎日1回	10年間	9	
4. 使用済燃料プール水温	毎日1回	10年間	9	4. 使用済燃料プール水温	毎日1回	10年間	9	
5. モニタリングポスト等の空間線量率	1時間ごと	10年間	5	5. モニタリングポスト等の空間線量率	1時間ごと	10年間	5	
6. 短半減期核種の放射能濃度 ³	測定の都度	10年間	5	6. 短半減期核種の放射能濃度 ³	測定の都度	10年間	5, 9	
7. 窒素封入量 ²	毎日1回	10年間	5	7. 窒素封入量 ²	毎日1回	10年間	5	
8. 滞留水水位	毎日1回	10年間	6	8. 滞留水水位	毎日1回	10年間	6	
9. サブドレン水の水位及び放射能濃度	測定の都度	10年間	6	9. サブドレン水の水位及び放射能濃度	測定の都度	10年間	6	
10. 本章で定める各施設及び設備の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視又は点検の都度	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	5, 6, 9	10. 本章で定める各施設及び設備の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視又は点検の都度	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	5, 6, 9	
11. 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	5, 6, 7	11. 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	5, 6, 7	
12. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1年間	8	12. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1年間	8	
13. 原子炉に使用している処理水の純度	測定の都度	1年間	5	13. 原子炉に使用している処理水の純度	測定の都度	1年間	5	
14. 運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	6, 8	14. 運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	6, 8	
15. 事故発生及び復旧の日時	その都度	4	10	15. 事故発生及び復旧の日時	その都度	4	10	

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前				変更後				備考
								・1号炉原子炉格納容器 ガス管理設備設置による 連続監視開始に伴う変更
記録	記録すべき 場合 ¹	保存期間	関連マニ ュアル	記録	記録すべき 場合 ¹	保存期間	関連マニ ュアル	
16. 事故の状況及び事故に際して 採った処置	同上	4	10	16. 事故の状況及び事故に際して 採った処置	同上	4	10	
17. 事故の原因	同上	4	10	17. 事故の原因	同上	4	10	
18. 事故後の処置	同上	4	10	18. 事故後の処置	同上	4	10	
1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障又は消耗品の取替により 記録不能な期間を除く。 2：4号炉を除く。 3：2号炉のみ。 4：廃止措置が終了し，その結果が経済産業省令で定める基準に適合していることについて，経済産 業大臣の確認を受けるまでの期間 5：FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル 6：FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル 7：FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル 8：NM-51-4 運転員の引継マニュアル 9：NM-51-6 状態管理マニュアル 10：NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル				1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障又は消耗品の取替により 記録不能な期間を除く。 2：4号炉を除く。 3： <u>1号炉及び2号炉</u> のみ。 4：廃止措置が終了し，その結果が経済産業省令で定める基準に適合していることについて，経済産 業大臣の確認を受けるまでの期間 5：FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル 6：FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル 7：FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル 8：NM-51-4 運転員の引継マニュアル 9：NM-51-6 状態管理マニュアル 10：NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル				

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定 比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成23年12月16日 平成23・12・13原第15号） （施行期日） 第1条 この規定は、平成23年12月19日から施行する。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成 年 月 日 平成・・原第 号） （施行期日） 第1条 この規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>（省略）</p>	<p>・1号炉原子炉格納容器ガス管理設備設置による連続監視開始に伴う変更</p>